

# MANGA議連・著作権の非親告罪化に関するヒアリング

● 2015年10月21日 MANGA議連開催

– TPP・著作権侵害罪の非親告罪化に関するヒアリング

## 二次創作運命の日！

2015年10月7日に第三次安倍改造内閣が発足し  
MANGA議連の幹事長でもある**馳浩議員**が文科大臣に入閣  
会議には**馳浩**文科大臣も出席（重要！）

「表現の自由」に対する考えは国政に反映されやすくなった



事務局長代行として  
司会を務めました

マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟 (MANGA 議連)  
TPP・著作権侵害罪の非親告罪化に関するヒアリング

式次第

日時：2015年10月21日 15時00分～  
於：参議院議員会館 B104会議室

1. 開会
2. 議事
  - ① 挨拶  
衆議院議員・会長 古屋 圭司  
衆議院議員・幹事長 馳 浩
  - ② 説明  
ア 本ヒアリングの趣旨 参議院議員・事務局長代行 山田 太郎  
イ 現状報告 内閣官房 TPP 政府対策本部  
企画官 岡本 繁樹
  - ③ ヒアリング  
ア 著作権侵害の非親告罪化について、日本漫画家協会の見解  
公益社団法人日本漫画家協会 理事 赤松 健  
イ 日本の創作を支える二次創作と草の根活動  
コミックマーケット準備会 共同代表 安田かほる  
ウ 非親告罪化のマンガ・アニメ・ゲーム分野への考え得る影響と対策  
弁護士・ニューヨーク州弁護士 日本大学芸術学部客員教授 福井 健策  
エ TPPによる著作権侵害罪の非親告罪化について  
東京大学 先端科学技術研究センター 教授 玉井 克哉  
オ 問題の所在及び刑事罰に係る法改正のあり方について  
明治大学 法学部 准教授 金子 敏哉
  - ④ 意見交換
3. 閉会

#### 【資料一覧】

- 1 参会者名簿
- 2 MANGA 議連役員 (H27.10.21 現在)
- 3 報道記事 (①H27.10.15 読売朝刊、②H27.10.16 産経朝刊)
- 4 本ヒアリング実施要領
- 5 内閣官房 TPP 政府対策本部
- 6 赤松 健 | 著作権侵害の非親告罪化について、日本漫画家協会の見解
- 7 安田かほる | 日本の創作を支える二次創作と草の根活動
- 8 福井 健策 | 非親告罪化のマンガ・アニメ・ゲーム分野への考え得る影響と対策
- 9 玉井 克哉 | TPPによる著作権侵害罪の非親告罪化について
- 10 金子 敏哉 | 問題の所在及び刑事罰に係る法改正のあり方について

# MANGA議連・著作権の非親告罪化に関するヒアリング

## ◆関係者の発言まとめ

TPP対策本部 渋谷審議官	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原作の売り上げに影響を及ぼすことを確認するためには、原作者に確認する必要があるので、事実上の親告罪と一緒</li></ul>
漫画家協会 赤松理事	<ul style="list-style-type: none"><li>• 目的は海賊版の流通を防止することであり、アマチュア漫画家の発表の場である同人文化を廃れさせるようなことがあってはならない</li></ul>
コミケ準備会 安田共同代表	<ul style="list-style-type: none"><li>• コンテンツホルダがファン活動としての同人活動を黙認しているエコシステムが今は、成り立って問題がない。このシステムを壊すようなことはやめて欲しい</li></ul>
福井弁護士	<ul style="list-style-type: none"><li>• TPPの合意文書を読めば、解釈範囲は広い。国内法の整備の中で、日本固有の文化を守っていくことができるのではないか</li></ul>
東京大学 玉井教授	<ul style="list-style-type: none"><li>• 日本の役人は真面目に条約を守ろうとしすぎる。最低限条約と齟齬がなければ良いということを理解するべき</li></ul>
明治大学 金子准教授	<ul style="list-style-type: none"><li>• 非親告罪せずとも、現行の著作権法には問題があり、それらをまとめて有るべき著作権の法体系を確立すべき。拙速な議論はさけるべき</li></ul>

# MANGA議連・著作権の非親告罪化に関するヒアリング

## ○ 著作権

著作権に関しては次のルール等が規定されている。

- ・ 著作物（映画を含む）、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする。
  - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、作者の生存期間及び作者の死から少なくとも70年
  - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
    - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
    - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年
- ・ 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- ・ 著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

福井 健策  
弁護士

前出の注釈における「複製等」は、原文では「Piracy」、つまり海賊版を意味しており、この条文の内容は海賊版の取り締まりを定めたものである

東京大学  
玉井克也教授

非親告罪化の対象は、あくまで海賊版の取り締まりに絞るべきだ

明治大学  
金子敏哉准教授

渋谷審議官

この注釈が、二次創作などに影響が出ないように作られた

**馳大臣から著作権課長に対し  
「二次創作、マンガ・アニメ・ゲームに影響がないように」と直接指示**